様式第十八号(第十一条関係)

(第1面)

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処理施設設置許可申請書平成　　年　　月　　日　宮城県知事　　　　　　　　　殿 申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　○○○○　　　　　　　　　　　氏名　株式会社○○　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　○○○○―○○―○○○○　　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 | ○　仙台市内を除く宮城県一円（排出現場等に限る。）○　その他別紙のとおり（別紙には様式第２号第Ⅵで選択した保全対策を記載すること） |
| 産業廃棄物処理施設の種類 | 移動式がれき類等破砕施設 |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は，その旨を含む。） | がれき類 |
| 着工予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ※許可の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ※許可番号 | 　 |
| 産業廃棄物処理施設の処理能力 | 　　　　　　　　　m3／日(　　　)時間　　　○○　　　　　t ／日(　○　)時間　　　　　m3／時間△△　　　　　t ／時間 |
| △産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項 | 産業廃棄物処理施設の位置 | 「産業廃棄物処理施設の設置の場所」の欄に記載の内容と同じ |
| 産業廃棄物処理施設の処理方法 | 二軸式破砕機 |
| 産業廃棄物処理施設の構造及び設備 | 別紙１の図面，計算書のとおり |
| 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 | 量 | なし |
| 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。) | 該当なし |
| 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 | 施設から○○ｍ地点において騒音　◆◆ｄＢ振動　△△ｄＢ |
| その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項 | 別紙２の図面，計算書のとおり |
| ※事務処理欄 | 　 |

(第2面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| △産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項 | 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 | 敷地境界において騒音　○○ｄＢ振動　○○ｄＢ |
| 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 | 該当なし |
| その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項 | 別紙３のとおり |
| △災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合) | 　 |
| 焼却灰等，汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 | 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物 | 区分 | 自家処分　　　　委託処分 |
| 処分方法 | 　 |
| 特別管理産業廃棄物 | 区分 | 自家処分　　　　委託処分 |
| 処分方法 | 　 |
| △埋立処分の計画(最終処分場の場合) | 　 |
| △産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 | 別紙４のとおり |

(第3面)

|  |
| --- |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番1号 |
| 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

|  |
| --- |
| （個人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合）　　 |
| 　(ふりがな)名称申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合　　その法定代理人の氏名及び本籍・住所等を記入して下さい | 住所 |
|  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役 職 名・呼 称 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |

 |
| 役員(申請者が法人である場合) |
| 　申請者が法人の場合に，その「役員」の氏名，本籍・住所等を記入して下さい。　　※記入にあたっては，氏名，本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう，特にご留意下さい。 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 昭和36年2月1日取締役 | 仙台市宮城野区△△△丁目△番の△号 |
| 同　　　　上 |
| 　 | 昭和36年2月1日取締役 | 仙台市宮城野区△△△丁目△番の△号 |
| 同　　　　上 |
| 　 | 昭和32年3月2日取締役 | 仙台市若林区□□□丁目□番□号 |
| 仙台市若林区□□□丁目□番□号ハイツ青葉101号 |
| 　 | 昭和43年7月6日監査役 | 仙台市太白区◇◇◇字◇◇◆◆番地◆号 |
| 仙台市太白区◇◇◇字◇◇◆◆番◆号 |
| 　 | 昭和7年10月31日監査役 | 仙台市泉区×××丁目×番×号 |
| 同　　　　上 |
| 　 | 昭和36年2月1日取締役 | 仙台市宮城野区△△△丁目△番の△号 |
| 同　　　　上 |

(第4面)

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 昭和33年12月31日 | ○○株 | 仙台市青葉区○○○丁目○番 |
| ○○.○％ | 仙台市青葉区○○○丁目○番○号 |
|  | 　 | △△株 | 　 |
| △△.△％ | 仙台市青葉区△△△丁目△番△号 |
| 　　※氏名，本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう，特にご留意下さい。　　　　　（法人の場合は，商号・住所の表記が商業登記簿のとおりになるようにご留意下さい。） | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 昭和41年8月7日 | 宮城県○○郡○○町○字○○●番地● |
| ○○支店長 | 同　　　上 |
| 　○申請者に「使用人」がある場合は，その氏名及び本籍･住所等を記入して下さい。　※「使用人」とは“本店又は支店等の代表者”を指します。　※氏名，本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう，特にご留意下さい。 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　1　※欄は記入しないこと。　2　産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。　3　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。　　(1)　産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図　　(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図　4　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。　5　焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。　6　汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。　7　廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令７条第10号の２に掲げる施設に該当する場合に記入すること。　8　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分本法は、令嬢7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。　9　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　10「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。　11　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |

別紙（例１）

＜産業廃棄物処理施設の設置の場所＞

移動式がれき類等破砕施設の稼働に当たっては，当該施設を設置する場所の敷地境界において，環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく当該施設の稼働する地域における騒音の環境基準及び振動規制法（昭和５１年法律第６４号）第４条第１項の規定に基づく当該施設の稼働する地域における振動の規制基準を超えることのないよう，その場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策を講じる。

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（平成17年宮城県告示第367号(仙台市を除く)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域類型 | 用途地域 | 地域の区分 | 騒音に係る環境基準 | 基準遵守距離（ｍ） |
| 6:00～22:00 | 22:00～6:00 |
| Ａ | ・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 | 一般地域 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |  |
| ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |  |
| Ｂ | ・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域 | ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |  |
| Ｃ | ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 | 一般地域 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |  |
| ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |  |
| ■　市町村：石巻市・塩竃市・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・大河原町・村田町・柴田町・亘理町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・富谷町・大衡村・美里町・女川町・南三陸町■　工業専用地域における環境基準：無■　幹線交通を担う道路に近接する空間：特例基準値有 |

振動規制法に基づく規制基準（昭和５２年宮城県告示第１１１号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 用途地域 | 振動規制基準 | 基準遵守距離（ｍ） |
| 8:00～19:00 | 19:00～8:00 |
| 第一種区域 | ・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域 | 60デシベル | 55デシベル |  |
| 第二種区域 | ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 | 65デシベル | 60デシベル |  |
| ■　学校・保育所・病院・診療所（入院施設有）・図書館・特別養護老人ホームの概ね50m区域内の規制基準：△５デシベル■　用途地域及び文教地区の指定無し地域：第一種区域の規制基準（特例指定地域有） |

別紙（例２）

＜産業廃棄物処理施設の設置の場所＞

１　移動式がれき類等破砕施設の稼働に当たっては，騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）第１５条第１項の規定に基づき環境大臣が定めた特定建設作業に伴って発生する騒音の基準（敷地境界線で８５デシベル以下）及び振動規制法第１５条第１項の規定に基づく環境省令で定めた特定建設作業に伴って発生する振動の基準（敷地境界線で７５デシベル以下）を満足できるよう，当該施設の設置位置から最も近い敷地境界まで○○ｍ以上の距離を確保又はその他の環境保全対策を講じる。

２　施設の稼働に当たって以下の条件を遵守する。

1. 午後５時から翌日の午前８時までの時間内において行わない。
2. 日曜日その他の休日は稼働しない。

３　移動式がれき類等破砕施設の稼働に当たっては，当該施設の設置場所付近の学校，病院その他の生活環境保全上特に配慮すべき施設（以下「配慮施設」という。）のうち，当該施設の設置位置から最も近いものの位置において，当該配慮施設の立地する地域における環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく騒音の環境基準及び振動規制法（昭和５１年法律第６４号）第４条第１項の規定に基づく当該施設の稼働する地域における振動の規制基準を超えることのないよう，その場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策を講じる。

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（平成17年宮城県告示第367号(仙台市を除く)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域類型 | 用途地域 | 地域の区分 | 配慮施設立地地域の騒音の環境基準 | 基準遵守距離（ｍ） |
| 6:00～22:00 |
| Ａ | ・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 | 一般地域 | 55デシベル以下 |  |
| ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 |  |
| Ｂ | ・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域 | ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 |  |
| Ｃ | ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 | 一般地域 | 60デシベル以下 |  |
| ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 |  |
| ■　市町村：石巻市・塩竃市・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・大河原町・村田町・柴田町・亘理町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・富谷町・大衡村・美里町・女川町・南三陸町■　工業専用地域における環境基準：無■　幹線交通を担う道路に近接する空間：特例基準値有 |

振動規制法に基づく規制基準（昭和５２年宮城県告示第１１１号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 用途地域 | 配慮施設立地地域の振動規制基準の５デシベル減値 | 基準遵守距離（ｍ） |
| 8:00～19:00 |
| 第一種区域 | ・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域 | 55デシベル |  |
| 第二種区域 | ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 | 60デシベル |  |
| ■　用途地域及び文教地区の指定無し地域：第一種区域の規制基準（特例指定地域有） |